

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿永会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、報酬を支給することができる。
- 3 常務理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員及び評議員の報酬は次のとおりとする。

- (1) 常勤理事及び常勤監事の報酬は、別表1に定める額とする。
 - (2) 非常勤理事及び非常勤監事の報酬は、別表2に定める額とする。
 - (3) 評議員の報酬は、別表3に定める額とする。
- 2 役員の報酬額は、評議員会の承認を得て決定するものとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、出張旅費基準に準じて支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬等（旅費を除く）は、毎月10日に支払う。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等並びに常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

（報酬の支給方法）

第7条 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるところとする。

附 則

この規程は、平成29年6月8日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月27日より施行する。

別表 1

常勤理事及び常勤監事の報酬

法人が経営する施設に出勤して職務執行に従事する場合の役員の報酬額

役 職 名	報 酬 額	出 勤 日 数
理事・監事	100,000 円／月	1 週 2 日以上

別表 2

非常勤理事及び非常勤監事の報酬

役 職 名	報 酬 額	出 勤 日 数
理事・監事	22,274 円／人・回	理事会及び監査等への出席の都度

別表 3

評議員の報酬

役 職 名	報 酬 額	出 勤 日 数
評議員	22,274 円／人・回	評議員会への出席の都度